

備前市事務事業評価シート

(平成24年度事業)

事業の概要			
事業開始年度	S 2 5		根拠法令・規程等
大項目	基本目標	01 安全で快適に暮らせるまちづくり	建築基準法第6条
中項目	基本施策	01 生活しやすいまちづくり	問 担当課(室)
小項目	施策	03 地域地区	答 都市整備課
事務事業名	02 建築指導事業	職・氏名	都市建築係長 藤原雅弘
		電話	0869-64-1834
		このシート作成に要した時間	1.5 時間

事業の目的		
対象(誰・何に対して)	市内に建築する方	
目的(何のために)	建設物の敷地、構造、設置及び用途に関する最低の基準を遵守することによって、国民の生命、健康及び財産の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資するため	
事業の意図する成果(どのような状態にしたのか)	健康で文化的な都市環境の形成	

事業の実績			
	細事業名	事業の説明	優先度
目的を達成するために実施した事業	建築確認申請審査事務	建築主は建築物を建築しようとする場合、工事に着手する前に、その計画が建築基準法や関係規定に適合するものであるかどうか、確認を受ける必要があります(建築基準法第6条)。窓口、電話等でこの建築確認申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が確認後、申請者に確認済証、完了検査後、検査済証を交付し台帳に記載します。	
	道路位置指定申請審査業務	建築基準法の道路に接していない敷地に建築しようとする場合、いわゆる私道で県より道路の位置指定を受けることによって建築することができます。窓口、電話等でこの道路位置申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が承諾後、申請者に承認通知書、完了検査後、指定通知書を交付し台帳に記載します。	
	建築基準法43条1項申請審査事務	都市計画区域内における建築物の敷地は、法42条に規定される道路に2m以上接することが基本であるが、該当しない場合この許可を受けることで建築確認を受けることができます。窓口、電話等でこの許可申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が許可後、申請者に許可通知書を交付し台帳に記載します。	
	大規模行為届出審査事務	昭和63年3月に「岡山県景観条例」を設定し、この条例による景観対策の柱のひとつとして周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物及び工作物の新築等について、大規模行為と規定し、あらかじめ県に届出をするようになっています。窓口、電話等でこの届出書の相談並びに届出書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が確認後、通知書が届き次第台帳に記載します。	
	建築設計等委託業務	他部署より建物の改築、修繕に関する設計委託業務の依頼を受けて工事設計書、委託業務設計書を作成し、また一部工事管理も行う。	

決算額	事業費等	単位	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績
	事業費	千円	39	54	47
	必要人員	人	0.65人	0.68人	0.51人
	事業費	千円	5,167	5,400	2,762
	事業費	千円	5,206	5,454	2,809
結果指標	国庫支出金	千円			11
	受益者負担				
	繰入金				
	市債				
	その他(一般財源)		5,206	5,454	2,798
受益者負担比率	%	-	-	-	
結果指標名	単位	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	
建築関係法令の年間申請・相談件数	件	273	253	283	
対前年比	%	-	92.7%	111.9%	
活動コスト	円	5,205,000	5,454,000	2,809,000	
単位当たりコスト		19,066	21,557	9,926	

事業の成果					
成果指標名	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度目標値
審査及び回答率	目標値(A)	273	253	250	250
	実績値(B)	273	253	283	到達目標値
	達成率(B/A)	100.00%	100.00%	113.20%	250
成果指標設定の考え方・式や説明					
審査及び回答率/受理及び相談件数(確認、工事届、その他申請、相談)					

事務事業の評価		該当する項目を から へ く 「コピー」して「貼り付け」してください	Check
妥当性の評価	市の関与の妥当性	市が実施するよう法令で義務づけられている法令で義務づけられていないが、実施しなければ大半の市民の日常生活に支障をきたす現在市が実施しているが、実施しなくても市民の日常生活に支障をきたさない事業の内容が一部の受益者に偏っている対象者は限定的であるが社会的弱者等を対象としている現在の市を取り巻く環境からも目的・意図する成果は妥当である事業開始当初の目的から変化してきている事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている厳しい財政状況であるが、実施する必要がある	妥当性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い B
	市民ニーズ	市民・団体等から要望・要請が強い	
効率性の評価	コスト	単位当たりコストは前年度と比較して改善している実施方法(派遣・委託含)を見直すことでコストを下げる余地がある事務の電子化や事務改善によりコストを下げる余地があるコスト削減の努力はしているが、下がる余地は小さい受益者負担率は適正である	効率性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い B
	手	受益者負担率を見直す余地があるサービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある最適な手段を求めて職場内で改善・研修に努めている	
有効性の評価	目的達成度	成果指標の設定は適切である成果指標の到達目標値は達成できそうである成果指標達成率は前年度と比較して向上している成果指標達成率は80%未満となっている現在の事業を継続しても成果指標の向上は期待できない	有効性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い B
	市民参画度	法定事務・内部管理事務 であり成果は求めにくい事業について積極的にHPや広報等で情報提供している事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している	

進行年度(H25年度)の改革改善内容	
状況	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了
説明	窓口、電話による建築確認申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について、書類審査後、副申書を県に送付し、建築主事が確認後、申請者に確認済証、検査済証を交付している。

総合評価		
町の秩序ある発展と良好な生活環境の確保には、本事業は不可欠である。今後も関係法令に則り建築等の行為を適切に誘導していく	総合評価	A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い B

平成26年度の方向性・取組目標		
方向性	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了	
取組目標	各種申請、事前相談について、情報提供(都市計画の規制、他関係法令)することにより、効果的な事務処理を進める必要がある。	

事業の意図する成果とつながる成果指標を設定

事業の目的、対象、内容を考えながら妥当性を評価

事業費や受益者負担比率、単位当たりコストに留意しながら効率性を評価

事業の目的やその数値目標に留意しながら